

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（B）のベント弁操作ハンドルに一部破損が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
2	2号機	原子炉格納容器温度記録計に指示値不良（安全弁吹出周辺温度）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
3	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ（A）のメカニカルシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	復水貯蔵タンク脇（屋外）設置の計器収納箱の扉が閉操作不能のため、当外扉を点検、修理	D	
5	3号機	残留熱除去系熱交換器（B）淡水置換弁の下流側配管溶接部に一部腐食が認められたため、当該部を点検、修理	D	
6	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系空気冷却器凍結防止用供給蒸気調節弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	D	
7	4号機	タービン建屋地階排ガス水素分析盤室設置の結露防止分電盤の接地線に断線が認められたため、当該接地線を点検、修理	D	
8	4号機	中性子計測系局所出力領域モニタ（28-05A）に一時的な指示値異常の発生が認められたため、対応検討	D	
9	5号機	非常用ガス処理系（A系）排風機用軸シール水タンクにレベルの低下傾向が認められたため、対応検討	D	
10	5号機	非常用ガス処理系（B系）排風機用軸シール水タンクにレベルの低下傾向が認められたため、対応検討	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系排気ファン（B）用電源しゃ断器の投入状態表示ランプに点灯不良（緑ランプの不点灯）が認められたため、当該表示回路を点検、修理	D	
12	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（A）の点検において、試運転のため起動操作を行ったところ、起動しなかったため、当該ファンの制御回路を点検、修理	C	11月7日再審議にてグレード変更 D → C
13	6号機	現場監視用TVモニタ装置（中央操作室設置）の電気品室換気空調装置制御盤監視用画面に映像不良が認められたため、当該装置及び撮影用照明を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	原子炉建屋6階設置の照明用分電盤内回路（1箇所）に動作不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
15	集中環境施設	使用済燃料共用プール建屋3階の天井クレーン用電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検、修理	D	
16	その他	不適合管理委員会による処理方針審議済みの不適合報告書（1件）に関する確認手続き中、誤入力により当該報告書の記載内容（承認済み）を、一時的に追記や修正入力が可能な状態にしてしまったため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで